

25 日齒專医発第 31 号
令和 7 年 7 月 4 日

(一社) 日本歯科専門医機構
社 員 各位

(一社) 日本歯科専門医機構
理事長 今 井 裕
(公 印 省 略)
共通研修企画実施委員会
委員長 尾 崎 哲 則

歯科専門医「共通研修」要項の改訂について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本機構の活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで、歯科専門医「共通研修」要項において、研修項目の「①医療倫理」、「②患者・医療者関係の構築」及び「⑤医療関連法規・医療経済」の各 1 単位（合計 3 単位）は、本機構が主催する共通研修の受講が推奨されておりましたが、この度、共通研修の質の担保と標準化を目的として、これらについて機構主催の共通研修の受講が必修となりましたのでご案内申し上げます。

ただし、本改訂は既に共通研修単位を取得する先生方に不利益にならないよう、2 年間の周知期間を設けたうえで、2027 年度から受講を完全義務化とし、2029 年度から当該研修を受講しているか、評価・認定の対象とさせていただきます。

なお、2 年間の周知期間を設けてはおりますが、2025 年度から当該研修を受講いただいても差し支えございません。

以上、歯科専門医取得・更新過程にある先生方に対し本機構主催の共通研修の取扱い変更についてご周知をいただきますようお願い申し上げます。